

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第130号 令和3年9月30日付社会福祉法人らぼおるの樹（多摩区）に対する行政処分について、川崎市健康福祉局の監督官庁としての機能不全に対する第三者による調査もしくは、第三者調査委員会の設置の懇願に関する陳情

資料 社会福祉法人らぼおるの樹に対する指導監査等について

参考資料 社会福祉法人制度改革について（抜粋）

令和4年11月25日

健康福祉局

1 法人の概要

- (1) 名称：社会福祉法人らぼおるの樹（本部：多摩区長沢3-8-8）
- (2) 設立：平成21年12月9日（「NPO法人らぼおる」からの事業移管により設立。NPO法人は現存。）
- (3) 事業：第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業等）、公益事業等
（事業所一覧：R4.11.1現在）

No.	事業所名	事業内容	所在地	定員（現員）	備考
1	グループホームあまぐり	共同生活援助	多摩区ほか	71名（64名）	
2	2にん3きやく	就労継続支援B型 生活介護	麻生区	各10名	休止中 (R4.4.1~)
3	メイクフレンズ多摩・麻生	就労継続支援B型※ 生活介護	多摩区	各10名	※休止中 (R3.4.1~)
4	kokonara	就労継続支援B型 生活介護 特例日中一時支援	多摩区	各10名	
5	ドナルド2	日中一時支援	中原区	10名	
6	はあもにい	日中一時支援	多摩区	10名	
7	ココロア	日中一時支援	高津区	10名	
8	原っぱ	日中一時支援	宮前区	10名	
9	ヘルパーステーション海	居宅介護・重度訪問介護・ 行動援護		-	
10	相談支援みち	計画相談支援・地域移行支 援※・地域定着支援※	多摩区	-	※休止中 (R3.4.1~)

2 社会福祉法に基づく所轄庁（行政）と社会福祉法人の役割と責任

(1) 所轄庁（行政）

社会福祉法人の認可や監督権を持つ行政機関として、社会福祉法人に対する一般的監査（法人指導監査）を行い、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、その改善のために必要な措置（勧告・命令）を講ずることができる。

社会福祉法人に対しては、経営する者の自主性を尊重し不当な関与は行わない。

(2) 社会福祉法人

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。また、社会福祉事業を経営する者として、経営者たる理事会機能を十分に果たし、安易に行政の財政的・管理的援助を仰ぐようなことがないよう独立性の維持に努める。

3 事業所に対する実地指導及び監査

- (1) 根拠法：障害者総合支援法、児童福祉法
- (2) 目的：関係法令等に基づき、支援内容の質の確保及び給付費の請求等について助言・指導を行うことにより、運営の適正化を図る。
- (3) 「らぼおるの樹」開設事業所に対する指導、監査の状況（平成29年度以降）

実施日	種類	対象事業所	指導等結果（主な指摘）
H29.7.13	実地指導	グループホームあまぐり （共同生活援助）	文書指摘14件（計画未作成、加算要件不備、預り金体制不備等）
		みち（計画相談支援）	文書指摘3件（利用計画不備、虐待防止体制不備、苦情処理体制不備等）
R2.8.27、28	実地指導	グループホームあまぐり （共同生活援助）	文書指摘9件（計画未作成、加算要件不備、預り金体制不備等、再指摘5件）
R2.10.26		法人理事長から、事業所統括責任者である理事が特定の利用者にかかる給付費を不正請求したことについて報告を受ける（職員からの内部告発）	
R2.11.11 R3.1.21	実地指導 →監査	ヘルパーステーション海 （行動援護）	指定の一部効力停止1か月の処分 （運営基準違反、不正請求） 処分日：R3.9.30
R2.11.17 R3.1.29	実地指導 →監査	日中一時支援原っぱ （日中一時支援）	処分期間：R3.11.1~11.30 返還金：1,405,355円（ヘルパーステーション海） 1,057,363円（原っぱ）
R2.11.20 R3.1.21	実地指導 →監査	児童発達支援事業所ドナルド （児童発達支援、放課後等デイサービス） ※R4.2.28事業廃止	指定の全部効力停止1か月の処分 （人員基準違反、運営基準違反、不正請求） 処分日：R3.9.30 処分期間：R3.11.1~11.30 返還金：5,938,337円
R3.1.21	監査	児童発達支援事業所ドナルド2 （児童発達支援、放課後等デイサービス） ※R4.1.31事業廃止	指定の全部効力停止3か月の処分 （人員基準違反、運営基準違反、不正請求） 処分日：R3.9.30 処分期間：R3.11.1~R4.1.31 返還金：29,930,358円

実地指導：事業所の適正な運営を確保するため、事業所を訪問し備付けの書類を確認し、事業所職員と面接する形で実施

監査：行政上の措置（勧告、命令等）に該当する内容であると疑われる場合などに実施
※指導を行った事項について改善が図られない場合、改善命令（行政処分）等の措置を講ずる

4 法人（本部）に対する指導監査

(1) 根拠法：社会福祉法
 (2) 目的：関連法令・通知に基づき運営状況等を調査の上、必要な助言・指導を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

(3) 社会福祉法人制度改革（H29. 4. 1 社会福祉法改正）

- ① 経営組織のガバナンス強化
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 財務規律の強化
- ④ 地域における公益的な取組を実施する責務
- ⑤ 行政の関与の在り方

※別紙、参考資料参照

(4) 「らぼおのの樹」に対する指導監査の状況（平成 29 年度法改正後）

実施日	監査の種類	監査結果（主な指示事項）
H30. 3. 15	一般（定期）	文書指示 5 件、口頭指示 3 件 （議事録の記載・保存、役員選任手続、寄附金管理など）
R1. 6～	陳情者から当該法人に関する不適切な会計処理や不安定な経営体制を訴える連絡	
R1. 11. 15	一般（随時）	文書指示 3 件、口頭指示 7 件 （法人外部への 1 千万円の貸付、会計処理など）
R2. 10. 13、14	一般（随時）	文書指示 4 件、口頭指示 4 件 （理事会招集通知、会計処理など、再指摘 3 件）
R3. 10. 20	特別 ＜実施理由＞ ・ 監査指摘事項未改善 ・ 不安定な法人管理・運営体制 ・ 4 事業所行政処分（R3. 9. 30）	改善勧告 ・ 業務の適正を確保するための内部管理体制整備 ・ 経営改善に向けた事業計画策定及び定期報告 （報告書提出から 1、3、6、12 か月後） ※R4. 1. 28 改善報告書提出→R4. 2. 17 内容不十分につき報告内容修正等の再勧告を実施→R4. 3. 11 改善報告書再提出 ※R4. 11. 1 現在、6 か月後の報告まで受理
		文書指示 1 件、口頭指示 3 件（会計処理など）
R4. 9. 2	一般（随時）	口頭指示 3 件（会計処理など）
R1～随時	その他	法人役員等との電話・面談による運営状況等の確認及び経営改善に関する助言・指導

一般指導監査（定期）：原則 3 年に 1 回実施（法人本部の運営等に特に大きな問題が認められない場合）

一般指導監査（随時）：法人等の運営等に問題が発生した場合等において随時に実施

特別指導監査：法人等の運営に重大な問題がある場合など、問題等の内容に応じ実施

※指導を行った事項について改善が図られない場合、改善命令（行政処分）等の措置を講ずる

5 本市が確認している主な経過等

時期	事項	対応等
H29. 4. 1 ※一部 H28. 4	社会福祉法改正 社会福祉法人制度改革	法人集団指導講習（H28. 3 月・10 月、H29. 10 月）
H30. 3 月	障害保健福祉部長の知人が来所時に陳情者を紹介される	陳情者に対し適正な法人運営に向けて取り組むよう助言（陳情者は当時常務理事※R1. 8 月辞任）
R1. 6 月～	現在に至るまで、陳情者から法人に関する要望等を受ける ・ 市長への手紙、質問状、陳情書（健康福祉局あて）、面談、電話等 SNS での発信 ・ 事実無根である健康福祉局長の法令違反に関して本市へ訴える内容の電話対応音声データの公開等	重大な法令違反について理事会、評議員会へ是正・改善を訴えていることに関し、R1. 6 月に企画課（社会福祉法人所管）に陳情者から初めての連絡 ・ 「過誤請求における会計処理上の損失隠し」→会計処理上問題ないことを確認 以降の主訴 ・ 法人の不適切な運営 →指導監査等により問題点がある場合は、適宜、助言・指導を行う旨の説明・回答 ・ 陳情者の復職等 →権限が及ばない旨を説明し、内容に応じて権限を有する機関の紹介、連絡調整、窓口同行等
R3. 11. 11	健康福祉委員会（第 88 号陳情審査）	継続審査
R4. 6. 29	陳情書付託（第 130 号）	
R4. 7. 28	陳情書取り下げ（第 88 号）	

6 指導監査体制の強化に向けたプロジェクト会議の設置

(1) 目的：局内指導・監督部署（高齢・障害・法人）の連携を密とし、指導監査体制の強化を図る

(2) 設置：令和 3 年 11 月

(3) 関係部署：企画課、地域包括ケア推進室、高齢者事業推進課、障害者施設指導課、障害福祉課

(4) 開催状況：令和 3 年度 3 回、令和 4 年度 3 回（R4. 11. 25 現在）

(5) 検討内容：情報共有の仕組みづくり、効果的・効率的な指導・監査手法、虐待対応の強化等

7 陳情の要旨に対する本市の考え方

社会福祉法人らぼおのの樹に対しては、関係法令に基づく事業所への実地指導等を随時実施し、法令違反に対しては行政処分を行っているほか、法人本部に対する指導監査等を実施の上、改善勧告に基づく運営状況等の把握に努めながら、適宜、助言・指導を行うなど、所轄庁としての役割である法人への監督を履行してきたことから、第三者調査委員会の設置は不要と考える。

今後とも改善状況等の確認に努めるとともに、利用者保護の観点から、法人運営が適切に行われるよう、引き続き、助言・指導を行っていく。